

深谷市結核対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 深谷市立小・中学校（以下「学校」という。）の児童生徒の結核対策を推進するため、深谷市結核対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、保健所関係者、学校関係者、医師会関係者及び結核に関し識見を有する者の中から、深谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱した9人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 学校における結核健診の実施状況及び結果を把握し、検討すること。

(2) 精密検査の対象となる児童生徒の管理方針を検討すること。（精密検査や経過観察の指示等に関する専門的検討）

(3) 患者発生時に熊谷保健所長に協力し、対策を検討すること。

(4) 地域と連携し、学校の結核管理方針を検討すること。

(5) その他児童生徒の結核対策の推進に関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、緊急の議事があるときは、この限りでない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、公開しないことができ

る。

(会議録)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 表決における賛否の数
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 前条第4項の規定は、会議録の公開について準用する。

(幹事及び書記)

第7条 委員会に幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、深谷市教育委員会の職員のうちから教育長が指名する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。
- 4 書記は、委員会の事務に従事する。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、深谷市教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日教委告示第2号)

この告示は、公示の日から施行する。